

令和5年第3回教育委員会定例会 会議録

■ 開催日時

令和5年3月27日（月） 13時31分開会
14時27分閉会

■ 開催場所

指宿市役所 大会議室A

■ 出席者

教育長 : 吉元 鈴代
教育委員 : 七夕 利久, 別府 竜人, 福富 早央里

■ 欠席委員

教育委員 : 中村 みゆき

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	紺屋 聖一
教育総務課長兼学校整備室長	上村 圭一郎
学校教育課長	山下 信久
社会教育課長	村元 重夫
歴史文化課長	上蘭 浩司
学校給食センター所長	小吉 建治
指宿商業高等学校事務長	出島 雅彦

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 臨時会及び前回の会議録の承認
- (4) 会議録署名委員の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 会議の非公開について
- (7) 議事

- ・ 日程第1 議案第5号 指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則等の一部改正について

- ・ 日程第2 議案第6号 指宿市スポーツ・文化振興基金の文化部門の運用に関する要綱及び指宿市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱の一部改正について
 - ・ 日程第3 議案第7号 指宿市教育委員会教育長の権限に属する事務に関する決裁規程等の一部改正について
 - ・ 日程第4 議案第8号 指宿市教育支援委員会規則の一部改正について
 - ・ 日程第5 議案第9号 指宿市独立行政法人日本スポーツ振興センターとの災害共済給付契約に係る共済掛金のうち保護者等から徴収する額等を定める規則の一部改正について
 - ・ 日程第6 議案第10号 指宿市指定文化財の指定について
 - ・ 日程第7 議案第11号 令和5年度指宿市教育行政の運営に関する基本方針について
 - ・ 日程第8 議案第12号 教育委員会事務局等の職員の任免について
- (8) その他
- (9) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(吉元教育長)

ただいまから、令和5年第3回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(吉元教育長)

本日は、中村委員が欠席しておりますが、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

3 臨時会及び前回の会議録の承認

(吉元教育長)

次に、臨時会及び前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和5年第1回指宿市教育委員会臨時会及び第2回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

ご異議なしと認め、臨時会及び前回の会議録を承認いたします。

4 会議録署名委員の指名

(吉元教育長)

次に、本日の会議録署名委員の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、別府委員にお願いいたします。

5 教育長の報告

(吉元教育長)

次に、教育長の報告です。

別紙、資料を準備してありますのでご覧ください。

1 項目目でございます。

2月28日、指宿市立指宿商業高等学校第75回卒業式に行つてまいりました。生徒1人に対して、関係者2人までと縮小しての卒業式でしたが、3年ぶりに私どもも出席させていただきました。卒業生代表の答辞の中で、新型コロナウイルス感染症対策をしながら、何ができるかを考え、挑戦した3年間であったということをお聞きしながら、感慨深いものを感じたところでございます。

2 項目目でございます。

同じく28日、文化財保護審議会答申がございました。

3 項目目でございます。

3月1日、鹿児島県教組南薩地区支部指宿地区協との話し合いをいたしました。職員の健康管理や、勤務体制について意見を交わしたところでございます。

4 項目目でございます。

3月3日、全国児童才能開発コンテスト文部科学大臣賞の報告がございました。文部科学大臣賞の作文部門低学年の部で、柳田小学校1年生の森桃子さんが受賞しました。題名が「しゃわーがこわい」という作文でございました。素直な表現があったところが評価されたのではないかと感じたところでございます。

5 項目目でございます。

3月14日、指宿市立南指宿中学校第73回の卒業式に出席してまいりました。この卒業式も、新型コロナウイルス感染症対策から始まった中学生活の中で、それぞれに思い出が詰まった3年間であったということを答辞で述べられました。式は厳粛の中で行われ、式の最後の3年生の合唱がとても感動的なものでございました。

6 項目目でございます。

令和5年第1回指宿市議会定例会がありました。3月15日、16日は一般質問があり、教育委員会にも、給食費や校則について等の質問をいただいたところでございます。

7 項目目でございます。

3月23日、指宿市立開聞小学校の卒業式に出席してまいりました。卒業生が23人でございましたけれども、落ち着いた、凜とした雰囲気の中で一人一人が前に向かって輝いて見えました。4月からは中学生としての目標を立てて、有意義な生活を送っていただきたいと思いました。

以上で、教育長報告を終わらせていただきます。

6 会議の非公開について

(吉元教育長)

次に、本日の会議の非公開についてお諮りいたします。

本日の会議の議事のうち、日程第8、議案第12号については、教育委員会事務局等の職員の任免に関する案件でありますので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱います。

7 議事

(吉元教育長)

それでは、議事に入ります。

日程第1、議案第5号、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則等の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第1、議案第5号、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則等の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則等の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は、令和5年度組織機構再編方針において、課、室の統合により組織をスリム化し、意思決定の迅速化を図るとともに、連携強化を促進する体制の視点が示されました。

教育委員会事務局においては、組織体制のスリム化を図ることを目的として、学校整備室を教育総務課に統合することとし、市民会館、COCCOはしむれ等の文化施設や公民館、図書館等の社会教育施設を拠点として、市民が子供から大人まで生涯にわたって自主的に学ぶことのできる適切な学習環境、学習機会を充実させるため、社会教育課と歴史文化課を統合し、新たに生涯学習課を設置することとなりました。

このことや、併せて事務事業の見直しにより、5つの関係規則の所要の改正をしようとするものであります。

それでは、改正の主な内容について、新旧対照表でご説明いたしますので、7ページをご覧ください。

まず、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正であります。

第25条、事務局の組織につきましては、学校整備室を教育総務課に統合することから、教育総務課に学校整備係を設置しようとするものです。

社会教育課と歴史文化課の統合による生涯学習課には、施設管理係、社会教育係、文化財係を設置しようとするものです。

次のページをご覧ください。

第32条、職員の職務につきましては、学校整備室の廃止に伴い、「室長」の規定を削除しようとするものであります。

次のページをご覧ください。

第35条、教育機関につきましては、教育機関の所属について、社会教育課と、次のページの歴史文化課と規定してあるものを、生涯学習課に改めようとするものであります。

別表第1につきましては、それぞれの課の係ごとに分掌事務を規定しておりますが、まず、教育総務課の学校整備係の分掌事務を、次のページまでお示しのとおり規定しようとするものであります。

12ページをご覧ください。

学校教育課の学務係の分掌事務のうち、第6号、学校教育事務における幼稚園教育に関することにつきましては、事務事業の見直しに伴い、分掌事務から削除しようとするものであります。

次のページをご覧ください。

社会教育課と歴史文化課の統合による生涯学習課の各係の分掌事務を、14ページまでお示しのとおり規定しようとするものであります。

16ページをご覧ください。

次に、指宿市教育委員会公印規則の一部改正であります。

補助職員用のうち指宿市考古博物館長印の保管者について、歴史文化課長を生涯学習課長に改めようとするものであります。

次のページをご覧ください。

次に、指宿市立市民会館運営協議会規則の一部改正であります。

第9条、庶務について、教育委員会歴史文化課を生涯学習課に改めようとするものであります。

次に、指宿市視聴覚ライブラリー規則の一部改正であります。

第4条、組織について、第3項の社会教育課長を生涯学習課長に、社会教育課を生涯学習課に改めようとするものであります。

次のページをご覧ください。

指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼運営協議会規則の一部改正であります。

第7条、庶務について、教育委員会歴史文化課を生涯学習課に改めようとするものであります。

なお、附則において、これらの規則は令和5年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(福富委員)

2点よろしいでしょうか。

12ページの学校教育事務における幼稚園教育に関することについては、事務事業の見直しで外されるということでしたが、どちらにこの事務の所属が変わるのでしょうか。

それからもう1点、13ページを見ますと、施設管理と運営が別々になるようですが、分けるメリットとデメリットについて教えてください。

(上村課長)

まず、幼稚園教育の事務につきましては、これまで学校教育課において、8万円の助成金の予算があったところですが、今回の市の事務事業の見直しにより、それが廃止となりました。学校教育課におきましては、幼稚園教育については、この事務しかなかったので、今後、学校教育課での事務がなくなるということで削除しております。

どこの課にということにつきましては、以前から幼稚園教育については、地域福祉課のほうで行っている部分がありますので、これまでどおり地域福祉課で、幼稚園事務については行っていくということになると考えております。

次に、施設管理と運営が別々になる理由についてですが、これまでも歴史文化課においては、運営と管理を分けて行っているところがございます。メリットとしましては、運営事務をしながらの施設管理となりますと、市の施設もかなり古いものが多く、施設の修繕等の対応や、市の一体的な施設の管理という考え方で、管理係があったほうが良いということで、管理係が設けられたと考えております。

デメリットとしましては、これをデメリットと言えるかは分かりませんが、例えば、運営と施設管理を絡めたときに、2係で対応することが生じると考えております。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第1、議案第5号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第1、議案第5号は、提案のとおり可決することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第2、議案第6号、指宿市スポーツ・文化振興基金の文化部門の運用に関する要綱及び指宿市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第2，議案第6号，指宿市スポーツ・文化振興基金の文化部門の運用に関する要綱及び指宿市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱の一部改正について，提案のご説明を申し上げます。

資料の19ページをご覧ください。

指宿市スポーツ・文化振興基金の文化部門の運用に関する要綱及び指宿市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱の一部を別紙のとおり改正したいので，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により，教育委員会の議決を求めます。

本案は，議案第5号で説明申し上げました，令和5年度組織機構再編方針に基づく，教育委員会事務局の課，室の統合により，2つの関係要綱の所要の改正をしようとするものであります。

それでは，改正の主な内容について，新旧対照表でご説明いたしますので，21ページをご覧ください。

まず，指宿市スポーツ・文化振興基金の文化部門の運用に関する要綱の一部改正であります。

第7条，委員会につきましては，第4項第3号の歴史文化課長を生涯学習課長に改めようとするものであります。

第8条，庶務につきましては，歴史文化課を生涯学習課に改めようとするものであります。

次のページをご覧ください。

次に，指宿市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱の一部改正であります。

第7条，庶務につきましては，教育委員会事務局歴史文化課を生涯学習課に改めようとするものであります。

なお，附則において，これらの要綱は令和5年4月1日から施行することとしております。

以上で，説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので，質疑・意見を終結いたします。

日程第2，議案第6号については，提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは，日程第2，議案第6号は，提案のとおり可決することいたします。

(吉元教育長)

次に、日程第3、議案第7号、指宿市教育委員会教育長の権限に属する事務に関する決裁規程等の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第3、議案第7号、指宿市教育委員会教育長の権限に属する事務に関する決裁規程等の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の23ページをご覧ください。

指宿市教育委員会教育長の権限に属する事務に関する決裁規程等の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は、議案第5号で説明申し上げました、令和5年度組織機構再編方針に基づく、教育委員会事務局の課、室の統合により、3つの関係規程の所要の改正をしようとするものであります。

それでは、改正の主な内容について、新旧対照表でご説明いたしますので、26ページをご覧ください。

まず、指宿市教育委員会教育長の権限に属する事務に関する決裁規程の一部改正であります。

別表第3、個別決裁事項のうち第3項の社会教育課に関する事項を生涯学習課に関する事項に改め、決裁事項中「社会教育施設（文化施設を除く。）」の「（文化施設を除く。）」を削り、次のページにお示しの決裁事項を追加し、第4項の歴史文化課に関する事項を削除しようとするものであります。

28ページをご覧ください。

次に、指宿市教職員訓告措置審査委員会設置規程の一部改正であります。

別表、職の欄につきましては、社会教育課長を生涯学習課長に改めようとするものであります。

次に、指宿市地域学校協働活動推進員設置規程の一部改正であります。

第8条、庶務につきましては、教育委員会社会教育課を生涯学習課に改めようとするものであります。

なお、附則において、これらの規程は令和5年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第3、議案第7号については、提案のとおり可決することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第3，議案第7号は、提案のとおり可決することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第4，議案第8号，指宿市教育支援委員会規則の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第4，議案第8号，指宿市教育支援委員会規則の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の29ページをご覧ください。

指宿市教育支援委員会規則の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は、特別支援教室のニーズの高まりに伴い、教育支援委員会の委員のうち、小学校及び中学校の校長並びに特別支援教育に関する教職員について、これまでそれぞれの校長等から選任していたものを、全小中学校の校長等を委員としたいことから、この規則の所要の改正をしようとするものであります。

それでは、改正の主な内容について、新旧対照表でご説明いたしますので、31ページをご覧ください。

第3条の委員の数を、20人以内から32人以内に改めようとするものであります。

なお、附則において、この規則は令和5年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第4，議案第8号については、提案のとおり可決することとよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第4，議案第8号は、提案のとおり可決することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第5、議案第9号、指宿市独立行政法人日本スポーツ振興センターとの災害共済給付契約に係る共済掛金のうち保護者等から徴収する額等を定める規則の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第5、議案第9号、指宿市独立行政法人日本スポーツ振興センターとの災害共済給付契約に係る共済掛金のうち保護者等から徴収する額等を定める規則の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の32ページをご覧ください。

指宿市独立行政法人日本スポーツ振興センターとの災害共済給付契約に係る共済掛金のうち保護者等から徴収する額等を定める規則の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により、教育委員会の議決を求めます。

本案は、要保護・準要保護児童生徒共済掛金保護者支出分充当補助による共済掛金の返還を受けるための要件として、この規則に、小中学校の要保護児童生徒に係る保護者負担額を明記するよう、独立行政法人日本スポーツ振興センターから指摘があったことから、この規則の所要の改正をしようとするものであります。

それでは、改正の主な内容について、新旧対照表でご説明いたしますので、34ページをご覧ください。

第2条第1号は、460円の次に「(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者に該当するときは、1人につき年額20円)」を追加し、小中学校の要保護児童生徒に係る保護者負担額を明記しようとするものであります。

第2条第2号は、第1号の改正に伴い、文字間の空白を改めようとするものであります。

第3条は、第2条第1号の改正に伴い、生活保護法の制定年、法律番号を削除しようとするものであります。

なお、附則において、この規則は令和5年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第5、議案第9号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第5、議案第9号は、提案のとおり可決することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第6、議案第10号、指宿市指定文化財の指定についてを議題といたします。
提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第6、議案第10号、指宿市指定文化財の指定について、提案のご説明を申し上げます。
資料の35ページをご覧ください。

指宿市文化財保護条例第4条の規定に基づき、別紙文化財を指宿市指定文化財に指定したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第14号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。

指宿市文化財保護条例第4条第1項において、教育委員会は、市の区域内に存する文化財のうち、市にとって重要なものを、有形文化財、無形文化財、有形民俗文化財、無形民俗文化財、記念物の区分により、指宿市指定文化財に指定できると規定されております。

次のページをご覧ください。

今回は、水迫の方柱板碑（二基）を指宿市有形文化財に指定しようとするものであります。

これにつきましては、条例第4条第4項において、教育委員会は、文化財を指定又は認定しようとするときは、あらかじめ指宿市文化財保護審議会に諮問しなければならないと規定されていることから、令和5年1月17日に指宿市文化財保護審議会に諮問を行いましたところ、1月20日に同審議会から、37ページに掲載しております答申書が提出されました。

その答申を受けまして、文化財、水迫の方柱板碑（二基）を指宿市指定有形文化財に指定しようとするものであります。

詳細につきましては、歴史文化課長が説明いたします。

(上園課長)

それでは、指宿市指定文化財の指定内容についてご説明いたしますので、資料の36ページをご覧ください。

今回の水迫の方柱板碑（二基）の指定理由といたしましては、2、評価をご覧ください。

(1)、水迫の方柱板碑（二基）は、元和9年（1623年）に建立された板碑であり、久屋道昌が次世代の安楽を念じて、経文を百万篇唱える功德を積んだことが記されている。17世紀の地域社会における信仰を窺うことができる貴重な資料である。

(2)、うち一つには「薩埵湯豊宿之郡水迫村」と記されている。湯豊宿と記された板碑のうち、既指定資料はいずれも16世紀のもので、本資料により、この地名表記が「指宿・揖宿」と並行して江戸時代初期まで使用されていたことを示すものである。

(3)、これまで「湯豊宿」という表記は、頼娃領主頼娃兼洪によって、この地域の統治を任された津曲兼任が主に用いていたものと考えられてきましたが、この板碑は民衆が建立したものであり、湯豊宿の表記が、統治者層以外の人々にも知られていたことを示している。

このように、本資料は既に市指定有形文化財に指定されている、他の3件の湯豊宿と記銘された板碑であります。指宿光明禅寺に所在する「板碑（湯豊宿）」、宮ヶ浜に所在する「長勝院址石造物（方柱板碑）」、久保に所在する「久保庵上の方柱板碑」とあわせて、湯豊宿の地名表記の変遷と消息を知るうえでも重要であり、市指定有形文化財として、今後保存していくべき資料と考えられます。

指定理由は、以上になります。

39ページの写真が水迫の方柱板碑（二基）の写真であります。

40ページが、権原に基づく占有者である水迫自治公民館館長、臼山正志氏の指定同意書の写しであります。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(七夕職務代理者)

40ページになりますが、言葉の意味を教えてください。そこに、私の所有する次の文化財とあり、指宿市文化財に指定されることの同意があります。この文化財と、指宿市文化財との違いはどういったことがあるのですか。

(上園課長)

今は水迫自治公民館が、この板碑の管理をしております。この指宿市文化財保護条例に基づく文化財というのは、市の指定の文化財として、これから保存、管理が重要であると示される文化財になるということになります。

(七夕職務代理者)

そうでしたら、最初にある、私の所有する次の文化財というのは、水迫自治公民館が文化財として認めている文化財を、市の文化財にしてくださいということによろしいのでしょうか。

(上園課長)

この水迫の自治公民館が、公民館として管理をしている文化財であるということです。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第6，議案第10号については、提案のとおり可決することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第6，議案第10号は、提案のとおり可決することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第7，議案第11号，令和5年度指宿市教育行政の運営に関する基本方針についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第7，議案第11号，令和5年度指宿市教育行政の運営に関する基本方針について、提案のご説明を申し上げます。

資料の41ページをご覧ください。

令和5年度指宿市教育行政の運営に関する基本方針を別冊のとおり定めることについて、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第1号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。

別冊資料でご説明いたしますので、別冊，議案第11号資料の1ページをご覧ください。

令和5年度教育行政の運営に関する基本方針（案）について掲載しております。

指宿市教育委員会では、心の豊かさや生きがいを求める活力ある指宿市の教育と文化の創造を基本理念としているところでございます。基本方針は、令和3年3月に策定した教育大綱と第2期教育振興基本計画（前期計画）に基づき、学校・家庭・地域・企業等との積極的な連携を図りながら、教育行政の推進に取り組んでまいります。

学校教育につきましては、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視し、小学校においては令和2年度から、中学校においては令和3年度から全面実施された新学習指導要領に則った指導の充実を図りながら、これからの社会を生き抜く力の育成に努めてまいります。

また、学力向上をはじめとする各学校の教育課題を解決するために、小中一貫教育の推進、人権教育の充実及びGIGAスクール構想の充実・推進に努めてまいります。

小中一貫教育では、児童生徒の交流活動や教員の乗り入れ授業、「指宿まるごと博物館」構想に基づいた指宿を学ぶ、いぶ好き「ふるさと学」を核とした郷土教育、小学校低学年からの外国語教育等を実施し、9年間の切れ目ない系統的・体系的な学びの中で子供たちの課題解決を目指してまいります。

生徒指導上の課題につきましては、生徒指導体制の確立や教職員の生徒指導力の向上に努めるとともに、スクールカウンセラーや教育相談員による相談体制の充実に努めてまいります。

また、スクールソーシャルワーカーを学校、家庭、地域に派遣し、関係機関とも情報をより一層共有することで、様々な課題の解決を図ってまいります。

キャリア教育の推進につきましては、志や夢を持つ子供を育成するため、小学生による地域の事業所への訪問や、中学生による職場体験学習、キャリア・スタート・ウィークを引き続き推進してまいります。

児童生徒の安全確保につきましては、実効性のある避難訓練や防災教室、交通安全教室や防犯教室等を通して、発達段階に即した危険予知能力や危険回避能力の育成に努めるとともに、家庭、スクールガード、PTA、地域住民等との連携を深め、地域全体で子供を見守り、安心できる環境づくりに引き続き努めてまいります。

教育の情報化の推進につきましては、GIGAスクール構想により小中学校に整備した児童生徒1人1台のタブレット端末の活用を支援します。

子供たちが情報モラルを身に付け、情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにすることで、社会の変化に対応し、社会で自立していくことができる教育の推進に取り組んでまいります。

学校規模の適正化につきましては、令和3年9月に策定した、第2次指宿市望ましい学校づくり基本方針の目的を踏まえ、保護者や地域住民の皆様のご理解とご協力を得られるように協議を進めてまいります。

学校給食につきましては、地産地消を推進し、郷土食・行事食など工夫した献立を実施しながら、安全・安心でおいしい給食の提供に努めるとともに、施設設備等の改修を進めてまいります。

また、食物アレルギーを有する児童生徒の実態把握に努め、除去食や代替食を提供してまいります。

指宿商業高等学校につきましては、昨年の学科再編の効果を更に充実させ、より専門的で魅力ある学校づくりを進めて入学志望者の増加を図ります。

また、全国初の高校による株式会社指商や指商デパートなど特色ある教育活動を通して、企業や地域社会等でリーダーとして貢献できる人材の育成に努めてまいります。

さらに、通学が困難な地区から入学した、スポーツ活動において優れた資質や実績がある生徒の下宿費の一部を補助することで、部活動の支援も引き続き行ってまいります。

韓国語・中国語の選択学習においては、語学検定合格やスピーチコンテストなどの各種大会参加に向けた勉強会にも取り組み、国際化に対応できる生徒の育成を図るとともに、ICP活動、いぶすき茶いっぺプロジェクト活動を継続させ「おもてなし」の心を発信してまいります。

さらに、全商簿記1級などの上級資格取得に向けて、生徒の適性、能力、個性に応じた教育を進め、オンライン公務員講座の継続など、的確な進路を実現できるよう引き続き推進してまいります。

社会教育につきましては、自ら立つ「自立」、自ら律する「自律」した市民を自ら育てていくという生涯学習の理念に照らし、住民自身のニーズに基づく要求課題、そして市民として必ず学習してほしい必要課題についても学ぶ生涯学習講座等の充実を図ってまいります。

また、まちづくりを主体的に担う人材育成の観点から、各社会教育関係団体の再興・活性化や指導・助言に取り組んでまいります。

青少年教育につきましては、青少年育成推進員の活躍の場づくりや研修の充実を図るとともに、青少年体験活動への助成を行い、心豊かでたくましい青少年の育成に努めてまいります。

さらに、地域と学校が相互に連携・協働して行う学校応援団や放課後子ども教室など、地域学校協働活動事業を進めてまいります。

家庭教育につきましては、家庭教育支援員や子育てサポーターの養成・活用を図りながら、学校や幼稚園・保育園、関係機関等と連携した家庭教育及び子育て支援の充実に努めてまいります。

子供の読書活動の推進につきましては、市立図書館や学校図書室を活用しながら、家庭・地域・学校における読書の習慣化と読書環境づくりを図るため、第3次子ども読書活動推進計画に基づき、読書を通じた子供の育成に努めてまいります。

文化芸術活動の促進につきましては、文化祭やいぶすきシルバー美術展等への支援を通して、市民による芸術文化の発表と鑑賞の機会を設けます。

また、昨年オープンしました市民会館を活用した文化公演の実施など、自主文化事業に取り組み、市民をはじめとする多くの方々に利用されるような管理運営に努めてまいります。

地域文化の継承・発展につきましては、市郷土芸能保存会等と連携し、市民がやりがいをもって、各地域の郷土芸能や伝統行事の保存継承活動に取り組めるよう、指宿市伝統文化フェスティバルの開催や研修の機会を設け、人材育成に努めてまいります。

文化財の保護と活用につきましては、国指定史跡の指宿橋牟礼川遺跡や今和泉島津家墓所をはじめとする、地域に所在する指定文化財等の保護と活用にも努めるとともに、地域をあげた持続可能な文化財保護の体制づくりに取り組み、郷土愛と誇りの醸成を図るため、指宿市文化財保存活用地域計画の作成を進めてまいります。

時遊館COCCOはしむれでは、本市の魅力発信の拠点として「指宿まるごと博物館」構想に基づいた企画展「海が織りなす焼酎文化～芋・技・肴・器～」や各種講座、体験学習等の開催を通して、新たな学びの機会の提供に努めてまいります。

以上の基本理念及び基本方針に基づき、令和5年度に計画している主な施策を申し上げます。

教育総務費のうち、教育振興費では、教育環境検討事業、外国語指導助手招致事業、学校教育管理に係る事業、子どものサポート体制整備事業、青少年交流事業、特別支援教育支援員配置事業、小中一貫教育推進事業及びスポーツ・文化振興基金積立金等に係る事業等を実施します。

小学校費のうち、学校管理費では、各小学校の学校運営に係る経費、施設整備に必要な改修工事費を予算化したほか、施設の維持・管理を行い、教育振興費では、各小学校の教材・図書備品購入及びパソコン借上げを行います。また、学校教育振興費では、要・準要保護児童就学援助費及び特別支援教育就学奨励費を支援するほか、学力検査・知能検査、小学校の環境検査及び児童・教職員の健康診断等を実施します。

中学校費のうち、学校管理費では、各中学校の学校運営に係る経費、施設整備に必要な改修工事費を予算化したほか、施設の維持・管理を行います。また、教育振興費では、各中学校の教材・図書備品購入及びパソコン借上げを行い、学校教育振興費では、要・準要保護生徒就学援助費及び特別支援教育就学奨励費を支給するほか、学力検査・知能検査、中学校の環境検査及び生徒・教職員の健康診断等を実施します。

高等学校費のうち、学校管理費では、指宿商業高等学校の学校運営に係る経費を予算化したほか、施設の維持・管理を行います。また、教育振興費では、指宿商業高等学校の教材・図書備品購入及びパソコン借上げのほか、指宿商業高等学校活性化補助事業を実施します。

社会教育費では、生涯学習推進事業、青少年健全育成事業、芸術文化振興事業、文化財保護事業を実施します。また、時遊館COCCOはしむれ、市民会館、図書館及び公民館の管理運営を実施します。

指宿・山川の両学校給食センターの管理運営に係る経費を予算化したほか、指宿学校給食センター調理機器の更新及び給食費の一部補助を実施します。

なお、主な事業等につきましては、それぞれ費目ごとに網掛けをしております表内にお示ししてございますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(吉元教育長)

暫時休憩いたします。

(吉元教育長)

会議を再開いたします。

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(別府委員)

7ページのCOCCOはしむれの企画展、海が織りなす焼酎文化に大変興味深いと思っるところです。焼酎蔵は指宿市に6社あり、指宿の基幹産業でもあります。つい最近、焼酎トレイルという事業が展開されたのですが、県の焼酎をそういう団体が助成して行われたようです。これはあくまでも、COCCOはしむれだけの企画展ですが、今は、いろいろなツーリズムがあります。焼酎も鹿児島県で言えば一つの文化と十分言える材料で、ぜひそういったツーリズムみたいなのと一緒に何かできると、非常に面白いのではないかと思ったところです。

民間の意見等も入れて、企画展と併せて、いろいろなことがツーリズムと繋がっていく。スポーツだけではなく、勉強会や体験とかもあるので、こういった企画展は十分そういった要素があるのではないかと思います。この前、文化庁もそういった観点で、焼酎トレイルを行っていましたので、ぜひ発信の機会になればなという意見でした。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第7，議案第11号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第7，議案第11号は、提案のとおり可決することといたします。

議 事 (非公開)

日程第8 議案第12号 「教育委員会事務局等の職員の任免について」・・・・・・・・原案同意

(吉元教育長)

以上で、本日、予定されていましたが議案等については、全て終了いたしました。

8 その他

(吉元教育長)

これより、その他に入ります。

何かございませんか。

(なしの声)

9 閉会の宣告

(吉元教育長)

以上で、令和5年第3回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。